

平成27年第3回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（ 19名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 正 明	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 春 男
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 信 夫 班 長 兼 副 主 幹 加 藤 潤
主 事 須 田 拓 也

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐 藤 正 之	税 務 課 長	山 田 克 浩
市 民 課 長	渋 谷 憲 夫	福 祉 課 長	阿 部 聖 子
農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之	観 光 課 長	佐 藤 均
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	平 野 清 克		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成27年6月16日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。はじめに、6番伊藤知議員の一般質問を許します。6番。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） おはようございます。通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。一問一答方式で行いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健全な財政運営に関する条例の制定についてでございます。

第3次にかほ市行財政改革大綱の「Ⅱ．市の現状とこれからの見通し」の中に、「財政収支に記載されているように、地方交付税は合併から10年間保障される合併算定替による特例処置が平成27年度で終了し、以降5年間にわたり段階的に引き下げられます。これにより、現在52億程度の普通地方交付税額は、年々減少することとなります。そして、段階的な引き下げの特例処置が終了する平成33年度からは、現在から5億円程度少ない47億円になるものと見込んでいる」と記載されています。

昨年12月の定例会でも財政に関する質問をし、その中で、今後の財政のシミュレーションを行っているのかと質問させていただきました。担当部長からの丁寧な答弁と資料もいただきました。「学校の統廃合に関してはシミュレーションはしてあるが、一人歩きすると困る」との答弁と、「市民の総意を重視する」との答弁をいただいたと記憶しております。また、第2次総合発展計画の前期基本計画において、財政見通しを精査し位置づけをすとの考えも述べております。

本市は、普通地方交付税の特例措置の終了や少子高齢化の進行などに伴う行政需要の増加などで、合併16年目以降は厳しい財政運営になると予想されます。歳入の中心を占める市税収入も景気に左右され、高齢化の進行により回復が見込めない状況に加え、人件費や公債費などの義務的経費は増加し、財政の硬直が進んでいきます。今後の動向も不透明であり、市の財政は深刻な歳入不足にな

ると想像できます。

このような財政状況を改革する方向性は、市民の価値観の多様化に的確に対応した政策課題を実現するために、歳入の確保と義務的経費の抑制を図り、より安定的・効果的施策の実現と計画的な財政運営を通じ安定した財源基盤の確立を図ることです。

重要なことは、財政計画の策定、歳入の確保及び負担の適正化、補助金や交付金の見直し、財政状況の公表、公営企業の見直し等々に取り組むことです。

本市は、にかほ市財政報告書の作成及び公表に関する条例で財政報告書——今回は5月に発行されて目を通させていただきましたけれども、公表をしておりますし、行財政改革大綱による中長期的な財政計画も公表しています。しかし、情報の共有と市民参加に目を向けると、果たして共有しているかには少し疑問があります。それは、行政が受け身であるように思えるからであります。にかほ市の財政運営はこのようにやっているんだと市民の方々に理解していただく機会を設ける。広報の特別号だけではなく、参画してもらう環境整備が必要と思います。

そこで、財政の計画から実施、評価まで様々な段階で、市民が参画できる機会を設ける。また、その委員選定においては、市民公募により行い、指針や計画策定にかかわる等、条例化するなどを盛り込んだ、市民参加の健全な財政運営に関する条例制定をすればいかがでしょうか。本市の財政運営の基本方針がわかれば、推進する事業の理解が深まるものと思いますのでお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、伊藤知議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、健全な財政運営に関する条例の制定についてでございます。

本市の財政運営については、合併から現在まで10年にわたり、新市まちづくり計画及び総合発展計画に基づきながら、その時々々の社会情勢やリーマンショックなどの経済不況等に対応して健全な財政を維持してきたところでございます。

しかしながら伊藤議員も述べておられるように、来年度以降、歳入においては、地方交付税は特例措置の終了によりまして普通交付額の逡減があります。また、税収についても——これから景気は若干回復してくると思いますが、人口の減少、こういったことで税収の増も見込めないというふうな状況にあります。また、歳入においては、扶助費などの義務的経費の増加に加えまして、少子高齢化の進展による行政経費の増加なども今後の財政運営については厳しい状況が続くものと、そのように考えております。

本市では、合併当初からこのことを十分に踏まえながら、これまで第1次・第2次行財政改革大綱に基づき職員数の削減による定数管理の適正化などに重点を置きながら、歳出の削減に努めてまいりました。また、スクラップ・アンド・ビルドによる徹底した歳入削減と、利率の高い市債の積極的な繰上償還などを実施し、財政の健全化に努めてきたところでございます。この結果、市債の繰上償還については、平成19年から平成26年度までの8年間で約39億2,000万円、償還を実施しておりますけれども、これにより利息は約7億円軽減されているところであります。また市債残高は、ピー

ク時である平成21年度、約202億円ほどございましたけれども、平成26年末には、象潟中学校や仁賀保中学校、あるいは道路などの社会インフラを整備しながらも180億2,000万円まで減少しているところがございます。

これらの財政運営によりまして、実質公債費比率は、ピーク時である平成21年度の17.3%から平成25年度では10.8%になり、平成26年度はさらに——これ決算の状況ですが、平成26年度にはさらに下回るものと、改善するものと、そのように考えております。

また、財政調整基金については、大規模な市債の繰上償還を実施し、また、住民サービスの充実を図りながらも、合併当初3町で持ち寄った基金は合わせて4億円、現在は、現在平成26年度末であります。この財政調整基金も24億円を保有しております。この保有額は、長期的な視点に立って安定的かつ計画的な財政運営のための最低限必要とされる標準財政規模、これが平成25年度では約92億9,000万円、約93億円ほどなりますが、この15%の約13億9,000万円、これを約10億円ほど上回っている状況でございます。

今後についても、第3次行財政改革大綱並びに来年度中に策定する公共施設等総合管理計画などに基づき、歳出の削減と将来負担の軽減に努めながら、さらなる住民サービスの充実と地域の活力向上を目指す財政運営に努めてまいりたいと思っております。

また、伊藤議員が御質問の中で提案されておりますように、負担の適正化、補助金や交付金の見直しなどについては、来年度から平成32年度まで、先ほど申し上げましたように普通交付税が通減されてまいりますので、今後の行財政運営の中で十分に検討して予算に計上してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

さて、御質問の財政運営について、市民との情報共有、市民参加に目を向けた健全財政運営に関する条例制定でございます。

現在まで市では、行財政運営について、総合発展計画をはじめ行政評価外部検討委員会や第3次行政改革大綱策定住民意見交換会など、市の施策を策定あるいは検証する際には、その都度市民が参画できる機会を設けているところであります。その際、委員の選定においては、自治基本条例に基づき市民公募委員を必ず広報等で募集し、あるいは選任して、これら委員の貴重な意見を取り入れながら、その都度予算に反映してきたところでもございます。また、自治会長等が一堂に会する行政懇談会、各自治会等で開催される市政座談会、あるいは各種団体の会合等、機会あるごとに市の施策や今どういう市の財政状況にあるか、どういう改革を進めて歳出を削減して健全な財政を確保していくか等々については、そういう形のものはいろいろと説明をさせていただいているところであります。議会におかれましても、議会だより、あるいは議会報告会において、市財政や行政運営について周知していただいているものと、そのように認識をしております。

いずれにしても市の財政運営については、市民などの要望や意見を取り入れながら、地方自治法、地方財政法並びににかほ市財務規則に基づき、長期的な視点で策定した財政計画に基づきながら運営してきているところでございます。

また、市の財政状況の市民への周知については、広報では市政特別号のほか、市の財政状況について特集を組んで広報に掲載をしているところでございます。またさらには、市のホームページに

より財政報告書の公表や財務書類4表などを掲載して、市民への周知に努めているところでございます。

したがいまして、伊藤議員御提案の市民参加の健全な財政運営に関する条例制定については、今申しあげましたように総合発展計画や行財政改革大綱、あるいは行政評価外部検討委員会、その他各種委員会の設置で市民の参画は十分図られていると考えておりますので、現段階では条例の制定については考えておりません。

しかしながら、一部の自治体で健全な財政運営に関する条例を制定している自治体もございますので、条例を制定することで市の財政運営の指針や基本的な原則等について市民にわかりやすく周知徹底され、市の事務事業に対して市民の御理解がなお一層深まるものであれば、条例を制定する意義はあるのではないかな、そのように思いますので、まずは条例を制定している自治体、こういったところを調査してみたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） にかほ市の財政からいくと、公債費比率、先ほど市長からあったとおり、平成25年度ベース22.1%と、平成24年度が21.4と、それから将来負担比率に関しても、平成25年度に関しては104.7、それから平成24年度は118.6ということで、好転はしているということは十分理解できますし、それから財政調整基金の方も積み立てが24億円ということで、将来、長いスパンで見るとはなくて近々に見てみると、そんなに危機感はないのかなというのは実際はあるわけですが、高齢化、あるいは財政の収入がないとなれば、非常に厳しい運営というのは先ほど申しあげたとおり考えられるということになります。

それから、今市長からる説明ありましたが、例えば健全な条例をつくったときの、何と、その条例の中に組み込むものというのは、すべて条例化しなくても今の状態ではにかほ市は十分対応しているということは、十分理解しますし、それでやっていけるというのはいいのかなと思います。ただ、市長はちょっと耳が痛いかもしれませんが、我々議会の方から問責決議を出しています。その中に補助金を送られている関係機関に対し補助金の適正化ということ、これからやっていくという話がありましたけれども、その財政健全化条例を制定している市の条例を見ますと、中に責務規定というのがあります。その中に、市長は市民の負託に基づき、市民の代表機関として総合計画に基づき予算を編成し執行するために財政健全に資することが必要だということは、要は取って返すと、市長の単独での予算編成はできないよと。だとすると、あのような問責決議を出されるような予算の削減だとかそういうことはできないよということに私はつながってくると思うのです。そこら辺も含めて、この条例を制定したらどうかというのが私のこの提案した理由の一つなのですが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは再質問にお答えをいたしますけれども、今、財政指標については伊藤議員がお話のように毎年好転はしております。ただ、今ほかの市町村と比べて将来負担比率がまだ高い。100を越えています。ですからここをですね、今、熱回収施設、大規模な事業やってます

から、すぐには将来負担比率を下げることはできませんけれども、これはもっと下げていくものだと、いかなければならないと、そのように考えております。

それから、各種団体等の補助金については、先ほどお話、お答えしたように、これで可能なのかどうか、市の財政として今の現状が。ですからそれは当然精査しながらやるわけでありませうけれども、やはり各種団体についても自助努力というのはもう少し頑張っていかなければならないのではないかなという点があります。問責決議の話もありましたけれども、あのときは削減したのでなくて、一旦半分をやって、その後で検討した後でまた、2回に分けて交付したので、あのときもね、補助金については。そういう形、考え方でいたんですけれども、そのことについてはなかなか御理解をいただけなかったわけなんですけれども、ただ、条例制定については先ほど申し上げましたように、これから少し調査をしてみますが、ただ、市民から、あるいはいろんな形で参画して、今でもしてもらってます、いろいろ意見をいただいています。ですけれども最終的な結論は議会ですから、議会の役割というのは非常に大きいわけですから、やはり市民からいろいろな意見はもらいますけれども、条例制定についてはこれからまたさらに勉強しますけれどもね、やはり議会の役割、市民の代表としての役割というのは、それも大変重いものではないか、私はそういうふうにして受けとめております。

●議長（菊地衛君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 我々議会もそれは十分理解した上でこういう話をさせてもらっているのです、この条例制定に関してちょっと前向きに検討していただきたいと。さきに取り入れてる自治体の方の例も参考にしてもらって取り入れていただきたいなと思います。というのは、これからまず学校の統廃合だとか、それから合併時の文化施設の話だとか、やはり我々議会報告会すると必ずその話が出ますので、その辺も含めてやはり、前回は私その文化施設に関しては、結論は横山市政の中で出してくださいという話をしているわけなので、そこら辺も含めた形で協議をしてもらって健全な財政運営をしていただきたいと思いますので、そういう大きなテーマに関しては市民と十分協議をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 大変申し訳ないけれども、秋田県ではこの条例を制定しているところはないと思います。全国でどのくらいあるかわかりませんが、わかりませんが、やはりこれから勉強して、条例制定をした方がいいのかどうかはこれからの判断だと思いますが、やはり条例制定しても、あるいは制定しなくても、市民に対してはいろんな場面でその市の財政状況等々についてはお話をしています。今こういう改革をしています。例えば今、先ほど申し上げましたように、39億2,000万円を平成19年度から利率の高いやつを繰上償還しています。それでも市民サービスは低下させることなく強化はしてきてるつもりです。そういうことを話させていただきましたけれども、これからもそういう機会は当然もっていかなければなりません、条例制定については今のところ「はい」という形でお答えできる段階ではありませんので、その点については御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） この条例を取り入れているのは4市ぐらいしかない全国で。検討していただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

各種証明書の宅配サービスについてでございます。

本市では、人口減少と高齢化社会が進行している中で、特に市の窓口から遠く離れた地区に居住している市民の窓口利便性の確保が叫ばれています。また、地域と行政との連携によるまちづくり推進のためには、市職員のあらゆる機会を通じた地域とのかかわりや、地域活動への参画が要求されております。

このような環境の中、市民サービスの一層の向上と市職員の地域とのかかわりを広げるため、(仮称)職員による証明書等の宅配サービス制度を創設・実施することになりました。これは、秋田県の大館市の証明書等の宅配サービスの取り組みの経過であります。それから、北秋田市では、平成26年度北秋田市職員提案制度で主幹の職員が提案し、高齢者等の外出が困難な方々へ市民サービスの向上のほか、安否確認にもつながるとのことで、本年4月1日よりサービスを開始したものです。

本市も高齢化が進み、外出ができない、頼む人もいないなど、そのような状況が今後起きてくると想像できます。本市でも市民サービスの向上と市民と職員のつながりのために、本サービスを取り入れてみませんか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、各種証明書の宅配サービスについての御質問でございますが、私は年度始めの訓示、いろいろなところで、職員については積極的に地域の行事に参加して、地域にかかわりをもってほしいというふうなことを話をさせていただいておりますが、このことについては職員もそれなりに忙しい中で頑張っているのではないかな、そのように思います。

今、伊藤議員が紹介されましたように秋田県内では大館市と北秋田市で実施しておりますが、宅配サービスの対象としている証明書は、主に住民票や戸籍附票の写し、税関係の各種証明書等ですが、それぞれの自治体で対象者の要件は違いますが、身体の状態や交通手段等がなく、市役所に向くことが困難で、親族や知人等に依頼できない場合と限っているようでございます。

にかほ市では、宅配サービス等についてこれまで住民から要望されたことはありませんけれども、各種証明書が必要となった場合などは、同居していない親族の方が委任状を持参して窓口を訪れたり、数は少ないんですけどもヘルパーの方が委任状を持って、依頼されて委任状を持参されて来るときも、数はそんなにありませんが、あります。

このような状況であります。今後高齢化がさらに進んで一人暮らしとかそういう高齢者世帯が増えてくることが予想されます。したがって、宅配サービスについては今後の課題として、職員組合などとよく話をしてみたいと、そのように思いますので御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 実際に北秋田市の方と大館市の職員とお話をさせていただきました。正直なところ大館市に関しても北秋田市に関しても、まだ1件も実施されていないと、残念だという話ありまし

たけれども、じゃあ1件もなければやめたらどうですかという話をしたら、やはり市民サービスのことを考えるとやめるわけにはいかないと。当然、じゃあ義務的経費が発生するでしょうという話をすると、いや、職員が動いてる分には公用車で回るし、地域の見守りも含めた形で回れるので、費用対効果とかそういうことは考えていないと。だから市民のサービス、これからどんどんどんどん高齢化になっていくと、どうしてもそういうサービスが必要になると。だから北秋田市の方でも条例化をしたし、大館市に関しては試験期間があったわけですよ。その中でも一度も申請はなかったと。けども実際の条例化をしたと。これは市民サービスの一環だということでしたので、ぜひこれは検討をして取り入れていっていただきたいと。

市長が冒頭に言ったように、職員の皆さん非常に私も頑張っていると思います。この前もちよとした場所の通学路のどこだったんですけども、草刈れないかという話をしたら、わざわざ財務部長が来てくれて現場を確認していただきました。その後もしっかりと草を刈っていただいたということを見ると、それも市民サービスの一つですので非常ににかほ市の職員は一生懸命やってるなと十分理解はできますので、今度は地域の皆さんのためにこういうサービスを取り入れて、やはり安心して暮らせる、あるいはヘルパーだとかじゃなくて、やはり連絡、見てもらう、見られるのも嫌だと思いますので、そこら辺の対象だとか申請する書類の種類というのは、いろいろ、多種いろいろあると思うので、そこら辺も考えて検討していただきたいのですが、よろしく願いいたします。

それでは次に、教育長の方に質問したいと思います。

小中一貫校についてでございます。

一つ目でございます。一貫校と言えば、昔は私立学校であったが、個々の児童の発達に合わせた教育をするためには、小学校と中学校で別の教育をするよりも一貫性を持たせた教育をした方がよい。教育長は常日頃から小中一貫教育の必要性を訴えておりましたが、現在、小中一貫教育はどのように進められているのか。また、小中一貫教育は、小中学校を滑らかにつなぎ、学習効果を上げるとともに、中学校進学を契機に不登校などが増える「中1ギャップ」が解消できると言われています。連携型小中一貫校としての研究や実践事項がありますか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、伊藤議員の小中一貫校についての(1)についてお答えいたします。

質問内容は二つあると思います。一つは、現在、小中一貫教育がどのように進められているのかについてお答えいたします。

小中一貫教育に向けて、今三つのことに取り組んでおります。

その一つは、三つの中学校区ごとに学力向上推進委員会、それから連携推進委員会という形で、小中学校の垣根を越えて9年間の見通しをもった教育活動を、特にキャリア教育を中心に取り組んでいるところであります。

その二つは、金浦小学校と中学校は隣接していることから、連携型小中一貫校の研究校として今

研究と実践に取り組んでもらっております。

それから、その三つは、小小連携教育でも力を入れているところです。小学校同士が連携することにより、学習や生活に広がり、深まり、楽しさ、喜びをもたせることができますと思います。また、小小連携でお互いに知り合いになることにより、中学校における人間関係の不安の軽減にもつながるものと思っております。この小小連携教育が小中連携に結びつくように、またはつながるように工夫改善を図ってまいりたいと思います。

二つ目の連携型小中一貫校としての研究や実践事項がありますかの御質問にお答えいたします。

まず最初は、中学校ごとに実践内容であります。まず研究テーマを小学校と中学校同じにし、そして共通実践事項も同じにし、お互いに授業研究会を通しながら先生方の授業力、指導力、そして児童観、生徒観を磨いているところであります。

そして先ほど言ったように9年間のキャリア教育の年間指導計画を、小中学校とも作成しております。

そして、小中学校の一貫したキャリア教育を実践しているところであります。

三つ目は、基本的な生活習慣、学習習慣、キャリア教育に関してアンケートをやっております。そのアンケートを調査し、そして分析しながら、どんなところにギャップがあるのか、また、それをどう埋めればいいのかというふうな具体的な対策を講じているところです。

四つ目は、6年生を主体に、特に3学期ですが、中学校に連れていき、中学校の小学校の担任制から教科指導による中学校の授業スタイル、そしてまた45分という小学校、50分という中学校のテンポの早さというものを確認しながら、一緒に6年生と中学校1年生が授業する、そういうふうな体験もやっているところです。それから、小中合同のボランティアは、やってるところとやってないところがありますが、まず小中合同にボランティアをやっているところがあります。お互いに一緒に行動することにより、そこに人間的なかわりを学ぶことができます。

このように教職員全員が小中それぞれの立場で、子供たちの成長を促す取り組みをしているところであります。

それから、金浦小学校・中学校の取り組みについて説明します。

両校には、校長、教頭、教務主任、研究主任からなる金浦小中学校連携推進委員会を、どちらにも組織されております。その組織の中で具体的な取り組みが計画され、実践されています。例えば、昨年度は小学校は45分の授業の中で、中学校は50分の授業の中で、金浦小中学校とも見通しと、まず振り返りのところを大事にしようというふうに、お互いにそのところを共通理解しながら授業を進めていきました。そうすると小学校の授業を見ても、中学校の授業でも、同じ形態で、そして同じような指導をされていることがわかります。そして全体研修会では、先進校の先生方を呼んできて、特にキャリア教育に関する研修を深めているところであります。そして、中1ギャップというふうなことを言われますが、それを解消するために小中連携情報交換会も開催しております。つまり小学校で言うカルテ、一人一人のそういう性格、学習、そういうもののカルテを、その情報交換の中で持ち寄り、そして中学校に連携につながりをうまくできるようにしております。

そして今年度ですが、新たに金浦中学校の教育専門官ですが、理科の教育専門官ですが、その専

門官が小学校の免許も持っていますから、小学校の理科の授業をしております。そして、英語の先生も小学校の免許ありますから、小学校の5・6年の外国語活動と一緒にその乗り入れ授業をしております。それから数学ですが、村上教頭先生が数学ですが、小学校の免許持っていますから、小学校の数学の算数の授業に乗り入れ授業をしております。

そして、そういう教師間の連携だけでなく児童生徒の交流も増やしております。例えば、先日市政だよりも出ていましたが、小中合同の避難訓練、それから中学校の中体連の大会ありますが、その壮行会に6年生が参加し、あっ、中学校の大会ってこんなもんだと、そしてこういう意気込みでいくんだなというふうな、そういう姿勢を6年生に見せております。それから、小学校の秋の発表会、それから中学校の文化祭等も、6年生、それから中学校の3年生をお互いに紹介しながら、招待しながら、お互いの活動そのものを認め、そしてつながりをもたせているところです。

それから、中学生が夏休み中に小学生に勉強を教える勉強会、学習会を行っております。それから、挨拶運動は小中合同でしております。そして、部活動、スポ少ですが、3学期に特に中学校の部活動、小学校のスポ少が、野球、卓球、そういうものをお互い連携しながら、そして中学校に行つて頑張ろうと、よし、あの先輩を見てお互いに刺激合おうというふうな取り組みをやってるところです。そういうふうにして小中の児童生徒の交流を深めているところです。

そしてまた、伊藤議員さんもPTA活動をずっとやっていますが、小中PTAのお互いの交流もやっています。講演会、それから座談会あたりも今一緒にやってるところです。そして学校評議委員会と、それから評価委員は、これは小中とも同じメンバーですので、お互いに小学校、それから中学校をお互い同時に見て、そしてそのつながりも見ながら評価する、そういうふうにして地域間で小中のその見通した活動というものを評価しながら、また、お互いに見つめて見守っているような状態であります。

そして小小連携では、今、象潟だったら例えば象潟小学校、上郷小学校、それから上浜小学校、お互いに各教科とか総合的な時間の中で、お互いに合同学習をやろうと。そして総合的な学習というのは、例えばこの間は象潟はあったかエリアの命に関するそういうふうな行事やっていますから、お互いにそういう場合は一緒に行動するとか、仁賀保は院内小学校と、それから平沢小学校、金浦小学校はこれは象潟と、それから仁賀保地区と、お互いに小学校同士、海の学校、山の学校というふうにお互いにそこを合同で実施するようにしております。

こんなふうに職員が、教員が相互に情報共有し、同じ目線で児童生徒の指導に当たり、児童生徒も積極的に交流していくことで、中1ギャップというものが解消されるんじゃないかと捉えております。そしてまた、児童生徒、これが交流することによって中学生の自尊心というものが高められて、思いやりの心も育まれるし、小学生においても、あっ、あの中学生みたいになりたいなと、つまり目指す中学生の姿というものが目の前にありますから、具体的にそれが目標ができて、お互いにそういう効果があると期待しているところであります。

以上、この小中連携の経過並びに実践報告を終わりたいと思います。

●議長（菊地衛君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 丁寧な説明ありがとうございました。金浦小学校では小中連携推進委員会、そ

れから、仁賀保中学校では小中授業交流会、それから象潟中学校区では小中連携を生かした学習指導という形で、教育委員会の方でいろいろ活動しているということがありましたので一安心はしているわけですが、やはりこれから小中一貫で縦割りの教育が重要になってくると思いますので、そこに地域が入ってくるということが一番の子供たちのためになるのではないかなと思っています。

この話の後に海の学校、山の学校という話しようと思ったのですが、教育長の方から実際にもうやっているということですので、一貫校に関してはその地域に合った教育というのが重要になってくることであって、例えば金浦中学校区であれば海の学校、それから院内には山の学校というのをやったらどうですかという話をしようと思ったらやっているとということですので、その辺に関しては、もっとにかほ市全教育施設を含めた形での教育指導と、本当の一貫校という形にもってってもらえれば、未来を担う子供たちが育っていくのではないかなと思いますので、今後もこれに関しては持続していけるように教育長の力を発揮していただきたいと思います。

ただ、一つだけ思うのは、その委員会、各中学校の委員会に教師だけの集まりで協議をしているというのではなくて、もっとPTAだとかも参画していただきたいという形は、コミュニティ・スクールという形で今後は市民の方々の参加はしていくわけですが、その確立を一つの地域だけではなくてやはり全部にかほ市内の地域に進めていただいて、小中の一貫、縦割りの教育というのを進めてもらえればありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、二つ目、今後は同じ設置者が小学校と中学校を併設して小中一貫教育を行う、併設型小中一貫校を検討していますか、お伺いいたします。これに関しては、金浦に関しては小中学校近いところにあるわけですが、仁賀保地域、象潟地域に関しては言えるかと思いますので、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、1の(2)、併設型小中一貫校を検討していますかというふうな御質問にお答えいたします。

財政的な事情が許されるものであれば、教育委員会としては、学習環境や生活環境の両面で効果ができる併設型小中一貫校を希望したいところであります。ただ、今言われたように小学校の統合のあり方や、それから統合後の小学校建設場所などについては白紙の状態ですので、現在のところ、この一貫校を建設するというふうなことは考えておりません。

ただ、私は思うんですが、小中一貫教育は必ずしも一体型でなければいけないとか、併設型でなければ効果がないということは、私は捉えておりません。なぜかという、一体型がいいとか、それから分離がいいとか隣接がいいとかいう問題でなくて、小中一貫は何のためにこれが必要なのかというふうな、やはり狙いと、それからゴールと目的を、私たち教職員が意識して心をつにして取り組めるかどうか問題であります。今、小中一貫校で問題になっているのはそこなんです。小中一貫をやろうとしても、小学校の先生と中学校の先生がなかなか融合しない。それで一体化なっても、それがなかなか連携ならないというのが問題なんです。だから私が言ったように、つまり一体になったからといって必ずしもそうじゃなくて、隣接であっても、金浦小中みたいに隣接であっ

ても先生方が、小学校、中学校の先生方がこういう子供を育てていこうというふうな共通理解があつて一つの心でやれるかどうか、それが問題だと私は思うんです。つまり教師の意識改革が、この小中一貫校についてとても大事なことだと私は捉えております。

そして小中一貫校は、つまり目的ではないと。つまり私が言ってる、ふるさと、このにかほ市を愛し、そしてこのにかほ市をやはり自信と誇りを持って、高い志を持ちながら、最終的にはこのにかほ市を支えていくというふうな人間をつくる、そういう子供をつくる、これが私たちの大きな目的ですから、そのための一つの手段であるというふうに私は捉えています。そうすれば小中の一貫校って小中の先生ばかりじゃなくて、この間言ったようにやはり地域のみみんなも一緒になってそうやって小中一貫、子供を育てていくなれば、コミュニティというものの方が私は大事になってくると。だからコミュニティを基盤とした小中一貫教育が、私たちが狙おうとする、ふるさとを支える、そういう人間づくりにつながっていくというふうな捉え方で、この基本線は崩さないでいきたいというふうに思っているんです。

ただ、今、コミュニティは今、院内小学校で頑張っています。そしてそれなりのいろんな効果を上げてきて、それを市内に広げていこうとやってるし、そして小中一貫校は金浦小中をもとにして、そのよさをまず認めながら、そして広げていく。最終には、このにかほ市をコミュニティを核にした一貫教育をやりたいというふうに考えております。

つまりこの一貫校は、併設でなければいけないとか分離はだめだとかそういうのじゃなくて、そういう形に整えることも大事ですが、その形を整えるだけのものに全力を資源を投入するだけでなく、やはり小中一貫校の質的、そういう向上にやはり私たちはアプローチしていかなければいけないような感じします。つまり私たちも教育委員会も含めて、先生方の意識改革、そういうもの、質的なものにこれから努力してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いします。

●議長（菊地衛君） 伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 今、教育長の方から小中一貫は併設だろうが何だろうが関係ないのだという話がありました。ちょっと気になった言葉が、まずその小中一貫に関して教師の意識改革がなってないという話ありましたけども、そうすると教師の意識改革がされてないうちに、じゃあ子供たちを巻き込んでるという形になりますよね。その辺やはり、教える教師がしっかりと意識改革があつて、小中一貫校の必要性を理解して子供たちに教育をしないと、子供たちは何、どう捉え方をするのか非常に不安なところがあるんですが、じゃあその教師の意識改革というのは今後どのようにしていかれるんですか。

●議長（菊地衛君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） 小中学校の一貫教育の実践校からいろんな反省の、いろんな課題を聞きますと、最終的にはその教師の意識改革だというふうな捉え方を聞いたんです。それで、私は課長を中心にして、まず金浦小学校と中学校のまず校長先生をまずお互いにこう話し合いながら、そして管理職を通しながら、それから先生方を全部通しながら、まずこういうふうなやることが、まず小中一貫として大事だからお互いに頑張っていこうというふうな、こういうふうなまず一つのお互

いに共通理解をして始めました。そして現に今、小中一貫教育は、ほとんどまずやってないんですが、小中連携として今、県教委では四つの地区で今やられています。その4地区でやっているその先進校である人方をまず金浦小中学校にお呼びして、そしてそういう、こういうところが課題で、こういうところがいいんだというふうな、そういう研修を積み重ねていきたいと思います。そして私は、教職員の全体研修会あたりでも、まずこのにかほ市を支える子供をつくるためにはやはり小学校と中学校が一緒になっていかなきゃだめなんだよと。例えば小学校と中学校が同じ算数・数学でも、同じ領域があつて、それを中学校でやって小学校でやるんじゃなくて、そこはやったからあと中学校はやらないと、そのぐらいのやはりお互いの共通理解をつくりながら教材の研究もやっていこうというふうに、あらゆる機会にこの小中一貫校と、それからコミュニティ・スクールは先生方に言ってますし、その都度、校長会を通しながら、または教頭会を通しながら、そしてある研修を通しながらそのことは訴え続けていきたいと思うし、いずれまず今の金浦小中学校の先生方は意欲的にやってくれるので、私は感謝しているところです。ただ、今の気持ちを各地区の先生方にも広げていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

●議長（菊地衛君） 伊藤知議員。

●6番(伊藤知君) 教育長がいつも先生に配っているチラシをたまに目にすることがありますので、あのような教育長が頑張っている姿を教師の皆さんがわかってくれば、早めのその教師の意識の改革というのは進んでいくのではないかなと思いますので、今後の努力のほどをよろしくお願いいたします。

次に、監視カメラの設置についてでございます。

学校における防犯用のカメラの導入が進む中で、最近では登下校時の事件・事故が頻発していることから通学路への監視カメラの設置が加速しているようです。

本市では、スクールガード等の地域の方々が児童生徒を守っておられます。このことには敬意と感謝を申し上げます。

監視カメラの導入目的は、監視していることで犯罪の機会を与えないことと、万が一犯罪・事故が起きた際は、証拠映像の記録による速やかな検挙につながることもあります。街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪の速やかな認知、被害者の保護、迅速・的確な対応による犯罪の捜査、客観的な立証などに極めて有効であります。防犯カメラの設置は、地域の安全は自分たちで守る、犯罪を許さないという意識と気運を醸成させ、高める意味で、犯罪の起きにくい社会づくりの一翼を担うものであります。

子供の安全を確保するものの一つとして設置を検討するべきと思いますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、伊藤議員の、子供の安全を確保するために通学路への監視カメラの設置の検討についてお答えいたします。

伊藤議員の御指摘のとおり、最近、登下校時に児童生徒が犯罪や事故に巻き込まれる痛ましい事

件が都市部を中心に発生しております。とても悲しいことであります。幸い本市においては重大な事件は発生しておりませんが、都市部で発生しているような犯罪や事故が本市においてもこれから起こらないとは限りません。地方においても必ずしも安全な場所という認識を持ってない社会情勢になり、児童生徒の安全確保が難しい状況になっております。

こういう状況において通学路の監視カメラの設置は、児童生徒が犯罪や事故に巻き込まれないようにするためにもとても大事な、そして有効な対策だと捉えております。したがって、本市においても考えていかなければならないことだと考えております。

ただ、監視カメラの設置は犯罪が多発している都市部を中心であり、県内では設置している自治体がないことや、そしてまた設置及び維持に係る費用、そして個人情報が含まれる映像の管理等の課題が考えられますので、今後、東京・大阪などの都市部で設置する事例を参考にしながら研修を積んでまいりたいと思います。また、各学校、各PTA、それから地域連合会、警察、防犯担当課、市通学路安全推進会議、青少年育成にかほ市民会議、各自治会とも協議してまいりたいと思います。

幸い本市の子供たちは、登下校に防犯面や交通安全の面において、学校や保護者、PTA、地域ボランティアの方々のマンパワーによって十分に見守られており、私としては心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。子供は社会の宝である、子供は地域の宝であるというふうな気持ちを私たちがもう少し大事にしながら、子供たちが安心して安全な登下校ができるように、また、地域で思いっきり遊べるようなそういう安全なまちをつくっていかねばならないと、地域住民一人一人がそれを意識していかなければいけないんじゃないかと私は思います。みんなの手、みんなの目、みんなの気配りということを旗印にし、地域全体が一丸となって大切な子供たちの命を見守るという行動を地道に積み重ねていくことが、未然に防ぐ何よりも有効な手段だとも思います。これからもいろいろな団体と連携を図りながら子供たちの安全確保に努力してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

●6番（伊藤知君） 終わります。

●議長（菊地衛君） これで6番伊藤知議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩します。再開を11時10分といたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時10分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行します。4番佐々木春男議員の一般質問を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 質問に入る前に訂正させていただきたいと思います。

項目1の「憲法破壊の「戦争法案」は廃案に」というふうには書いてありますが、「戦争法案」という名称はないのでという指摘がございましたので、「戦争法案」のところを、憲法破壊の「国際平

和支援法及び平和安全法制整備法」に訂正させていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

安倍内閣は、昨年、集団的自衛権の行使を閣議決定しまして、また、今年5月15日、国際平和支援法、平和安全法制整備法を国会に提出し、現在、衆議院で審議中であります。それぞれの法律は、過去長い間時間をかけて国会で議論してきたものでありますが、この法案を、この一国会で成立させようとするものであります。

安倍首相は、平和安全法制と言い、国民の命と平和な暮らしを守るためのものだと言いますが、その内容は、自衛隊の役割を拡大して海外派兵や米軍の支援に充てるためのものであります。地理的な制限もありません。地球上どこでも派兵して、米軍のあらゆる戦争に参加します。戦地で活動して、自衛隊が攻撃される危険性があります。武器を使用して殺傷行為を行う危険性も高く、日本が「殺し、殺される道」に入る危険が飛躍的に高まります。

日本は、さきの戦争の反省から、憲法9条で「二度と海外で戦争をしない」、「戦力を持たない」と、徹底した「不戦の誓い」を示しました。ですから戦後70年間、戦争で誰一人殺すこともなく、殺されることもなく過ごすことができたのであります。まさに憲法9条は、世界に誇るべき日本の宝であります。

この法案は、その憲法の平和原則を根本から破壊し、海外で戦争できる国につくり変えるものであります。これでは、平和安全法制どころか戦争法案そのものではありませんか。こんなものが許されていいはずがありません。

戦地に派兵されるのは若い世代の自衛官と想像されますが、これまでの戦没者の年齢別の人数はどれだけか伺います。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えをいたしますが、国際平和支援法案並びに平和安全法制整備法案についての(1)の、あるいは(2)の質問については、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） これまでの年齢別戦没者の人数はどれだけですかという御質問であります。

私どもが把握できる数値のもととなるものが第8回及び第9回の弔慰金の支給決定を行った際の資料ということで、必ずしも正確とは限りませんが、その際の集計によりますと602名ということでございます。その死亡時の年齢ごとの数字は、10代の方が33名、20代の方が395名、30代の方が151名、40代の方が16名、その他7名となっております。以上であります。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 想像したように、やはり若い年齢層が多く亡くなっているようであります。私どもの同僚が調査してくれましたんですが、戦死者のお墓には、金浦浄蓮寺の中には、故陸軍歩兵伍長佐藤何がし、また、故陸軍歩兵軍曹小林何がし、故陸軍上等兵白瀬何がしと、同じ日に二人

の者が名前が刻まれていると、そういうものもありますし、それから、そこから想像するに戦地で亡くなったの伍長、軍曹、上等兵ですので、決して年齢の高い方のものではないというふうに、これからも想像できますし、また、平沢の高昌寺には享年25などの碑が二つも見つけられております。見られております。

先ほど申し上げましたように、将来ある若い自衛隊員が真っ先に危険にさらされ、この戦争立法が強行されたら任務の危険性は格段に高くなる、間違いなく戦死者が出ると断言する元政府高官もおられ、事は避けられません。前途ある若者を戦場に送ってはならない、このように思います。

また、隊員の家庭から不安や心配の声が聞かれます。今までは息子も憲法に守られているから大丈夫と思っていたけれど、この法案が通れば今度は本当に戦場に行かされると心配でなりません。息子の戦死も覚悟しなければならぬでしょうか。我が子が誰かを痛めてしまったら、私はどう受けとめればいいのかわかりません。今は息子が自衛隊に入ったことを後悔しております。母親としての気持ちがよく伝わります。このように隊員の家庭から心配や不安の声が聞かれるわけですが、自衛隊員の中からも、若い自衛隊員の中からも、災害救助にあこがれて入ったのに人殺しはしたくない、痛切な訴えも寄せられております。

当市からの、にかほ市からの現在の自衛隊員の隊員数はどのくらいでございますか。

●議長（菊地衛君） 佐々木議員、質問のときに(2)とか(3)とか、その部分をきちんとお話しください。

●4番（佐々木春男君） わかりました。すみませんでした。今は(2)です。隊員の家庭から不安、心配の声が聞かれますが、当市からの隊員の人数はどのくらいですか。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） それでは隊員の人数でございますけれども、この数字は自衛隊の由利本荘地域事務所、こちらの方からお伺いした人数でございます。

6月3日現在で申し上げます。旧町単位で申し上げますけれども、旧象潟町出身が40名、旧金浦町出身が15名、旧仁賀保町出身が30名、合わせて85名というふうになっております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） もしこの法律が通れば、この多くのかほ市出身の85名の方々も危険にさらされるということになるわけでありませぬ。

安倍首相は、自衛隊の殉職者は1,800人に上ると言っておりますが、これまで自衛隊員の戦死者は1人も出ておりませぬ。しかし、犠牲者がなかったわけではないようです。アフガン、イラク戦争に派遣された自衛官のうち、帰国後、恐怖と緊張から精神に不調を来すなどでみずから命を絶った人が54人にも上るとされております。これまで専守防衛、個別的自衛権と言っていたものが、アメリカと一緒に地球のどこまでも戦争をしにいくというのですから、隊員の不安はもとより家族の心配、不安は計り知れないものがあると思います。このような政治に若者の未来を託すことはできません。

それでは、3番に入ります。(3)に入ります。

昨年のかほ市平和祈念戦没者追悼式では、遺族の代表の方、仁賀保中学校生徒代表の方が追悼の辞や平和への誓いを述べておられました。仁賀保中学校の生徒代表の方は、「世界ではまだ民族

紛争や戦争、内戦が行われている国や地域があります。今この瞬間にも、とうとい命が一つ、また一つと失われているかもしれません。戦争は後悔や悲しみしか生まれません。世界中の人々が手を取り合い、お互いを思いやり、支え合いながら生きていくことができたとき、初めて平和が成立すると思います。平和のために今私たちができることは、相手を思いやる気持ちを育てることです。そして、人々から大切なものを奪い、平和を奪った戦争を、二度と起こしてはいけないと必至で語り継いでいくことだと思います。平和の意味をかみしめ、平和な世界を築き上げるために、互いに手を取り合って努力していくことをここに誓います」と、けなげな言葉ですが、仁賀保中学校生徒代表の伊藤君の誓いの言葉でありました。また、このにかほ市議会でも、集団的自衛権の行使容認の閣議決定と法案整備の反対の請願を全会一致でしております。

この戦争法案は、市民の平和への努力の誓いを踏みにじるものでありますし、にかほ市議会の市民を代表した声も踏みにじるものであります。集団的自衛権が行使され、自衛隊に入る人が少なくなれば、いずれ徴兵制につながるという学者もおられます。前途ある若者を殺し殺される場所へ送ってはならない。平和な世界を築くために努力することを誓った子供たちを戦場に送るわけにはいかない。多くの憲法学者も憲法違反と言うこの法案は、私は廃案しかないと考えておりますが、市長はこの法案につきましてどのような考えをお持ちですか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 国会に提出された法案について、市長はどういう考えをお持ちですかということでございますけれども、大変難しい質問に対しての答弁となりますけれども、御承知のように現在衆議院の特別委員会で審議されている平和安全法制整備法等については、安全保障を取り巻く環境、これも大きく変化し、憲法9条のもとで集団的自衛権を容認しようというふうなものと理解しております。これまで世界情勢は大きく変化して、個別的自衛権、これは容認されてまいりましたけれども、私は基本的には専守防衛、これが私としての考え方であって、平和で安全な国を望むものであります。また、さきで開催されました衆議院の憲法審査会で参考人として出席した憲法学者3人は、いずれも今回提案しております法案については違憲であると、そういうふうな意見を述べているところでございます。

したがいまして、提出されました法案については、国の最高機関である国会で様々な不測の事態を想定しながら、あるいは慎重には慎重を重ねて時間をかけて議論して、多数の国民から理解できるようなそうした結果になってほしいなど、そのように思うところであります。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） ただいまの市長の専守防衛が私の基本的な考え方だという気持ちを、考えを伺いまして、少しは安心しました。ただ、集団的自衛権を容認しようとしているということではそのとおりなんです、いろいろな例えば砂川事件のことも例に出して、集団的自衛権は可能だというふうなことを言っているようですが、あの事件、あの裁判では米軍の駐留が合憲か違憲かということが争われたわけで、決して自衛隊のことを話した、裁判に取り上げたわけではございませんで、その中に出てきた自己を防衛することは禁止されていないというところまでは話を踏み込ん

ではおりますが、集団的自衛権については何にも触れてないわけで、その集団的自衛権のシの字もないところを理由にして、ねじ曲げて事を進めようとしているというところでもあります。

さきの憲法審査会、先ほども市長もおっしゃられておりましたが、憲法審査会では自民党の推薦する憲法学者さえ、集団的自衛権は憲法違反と表明しておったようでもあります。また、憲法学者のある方は、憲法違反がまかり通ると憲法に従って政治を行うというルールがなくなってしまうと。つまり独裁政治の始まりになると、こういうふうに通言しておる憲法学者もおるようでもあります。私はこの憲法違反の法案の廃案に力を注ぐことを表明して、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の項目、教科書採択は民主的にとということでもあります。

今年は、来年度から使用する中学教科書を選択する年でもあります。今後どのような教科書を選択するかが課題となります。日本では、戦後すぐには学校ごと、またはクラスごとに、教科書を扱う教員、学校が採択するのが最もよいとされていたようでもあります。その後、文部省が教員らの選択の権限を奪い、教育委員会による採択に向けて統制へとかじを切り、侵略戦争美化の教科書が登場しますと、政府自民党により教員らの意見反映をなくす動きが全国に広まり、この4月には、教育委員会の教科書採択の判断と責任を強調する文科省通知を出して締めつけを強めようとしておるようでございます。教員は、ともに授業する生徒の実態や理解度、興味・関心をよく知り、毎日教科書を使っていますが、手元にある教科書を踏まえて、内部的にも時間的にも合理的に教科書を比較することができる立場にあると思います。そういうことからすれば、教員の意見というのは重いものがありますし、大事にする必要があると思います。

国際労働機関でも、教員の地位に関する勧告では、これ日本政府も賛成しておるものようですが、教員は生徒に最も適した教材を選び、方法を判断するための別格の資格を与え認められたものとしております。また、国の調査では、10カ国の調査のようですが、選択の権限が教員にないのは日本と中国のみのようなふうに通言では出しております。

教育委員は各教科の専門家でも現場の教師でもありませんから、限られた期間の中で子供たちの教育に一番合う教科書を教科ごとに選択することは、不可能ではないかという意見もあるようです。

最初の質問ですが、教科書を使う教員の意見を十分に生かす手立てはどうしていますか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 教科書採択は民主的にとということで、私に対する質問でございますけれども、それぞれ(1)、(2)、(3)については教育長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木議員の2の(1)教科書を使う教員の意見を十分に生かすその手立てはどうしていますかということにお答えいたします。

文部科学省は、今年度の4月6日に平成28年度から使用される中学校の教科書の検定結果を公表いたしました。この検定を合格した教科書は、現在の学習指導要領に従い、そしてその学習指導要領の解説書の内容に沿ったものであります。つまり教科書の採択というものは、学習指導要領に従い、

学習指導要領の解説書の内容に沿ったその教科書の中から、公正に、しかも適正に採択していくというふうに捉えています。

教員の意見を十分に生かす手立てとしては、まず教科書の展示会というものがあります。今回は6月19日から7月6日まで、由利本荘市のカダーレの中央図書館内にある本荘教科書センターで、今、各教科の教科書が展示されております。展示会では、教員だけでなく一般の方も見られますし、そしてその見た後にアンケートも協力していただいております。そして各学校とも、まず組を組みながら時間を割きながらこの教科書センターに足を運び、それぞれの意見をアンケートに書いてもらっています。ほとんどの先生方がそこに足を運んでおります。このアンケートも採択協議会の資料として提出されますので、多くの教員の意見が反映されることになると思います。

このように教員の意見を十分に取り入れながら、適正に、そして公正に採択していきたいというふうに捉えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 教員の意見を生かす手立てがあるということで、結構だと思います。ただ申し上げておきたいのは、私は教育委員会が教員の言いなりでいいというものではないというふうに思っております。教育委員会はみずからも調査研究して、教員らの調査研究を納得して信頼して尊重して答えを出していくのが、子供に責任を負うやり方だと思いますし、また、ごく一部の教員の意見だけで決められ多くの教員の意向と異なる場合などは、やはり教育委員はみずから調査して、検討の結果、教員のものとは異なるものを採択することも当然あり得ることだというふうに考えておるところであります。

次に(2)に入りますが、首相は13年の4月の予算委員会で、教育基本法を変えて、愛国心、郷土愛というものを書いたが、残念ながら検定基準においてはこの改正教育基本法の精神は生かされていないというふうな発言をしております。文部省は、この首相の発言の、首相の意向に沿って、昨年、社会科の検定基準を改定したようであります。日本の侵略による南京大虐殺や、慰安婦の問題などで政府の意向に沿った記述にさせようというふうな狙いがあるようであります。今回の検定に当たりまして、改定した基準のもとで初めて実施された検定でしたが、韓国の元慰安婦の証言について全面的に削除させ、慰安婦問題について強制連行を直接示す資料は見発されていないとの政府の見解を書き込ませたものもあるようです。

以前に教科書裁判を戦っていた家永三郎さんは、「教科書統制は究極において国民の思想統制につながっていきます。教育を通して国民を魂ぐるみ丸抱えにしようというのは、近代国家では絶対に認められないところでありまして、態勢の違いを越えた人類普遍の原理であると言ってよいでしょう」と語っております。また、別の方は、「子供が未来をつくる担い手となるために、どういう内容をどう教えるかが教育の役割だとすれば、教育が伝える内容には責任がある」というふうにおっしゃっておる方もあります。

時の政権に都合のよいような内容の教科書は認められないというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） 佐々木議員の2の(2)に答える前に、先ほど6月19日から展示していますというふうに言いましたが、19日になっていませんので今展示する予定です。訂正したいと思います。

時の政確に都合のよいような教科書は認められないと思いますが、いかがでしょうかについてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、教科書は学習指導要領に従い、学習指導要領の解説書の内容に沿ったものでありますので、文部科学大臣の検定を得たものであります。そしてまた、文部科学省が著作の名義を有しているものであります。このように国の検定を得ているものに対しては、教育委員会としては意見を述べることは大変難しいことでもありますので、差し控えたいと思います。

ただ、私たちは公正に適正に教科書を採択していく、そういう意気込みですので御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） (3)に入ります。教科書は、子供たちが社会に出て生きていく力になるものにならなければいけない。歴史を学ぶとは、過去を知ることである。そのことが今の歴史の中に生きていくことを自覚することにつながる。この自覚が未来をつくる糧になると、歴史教育学者の大野さんという方の手記であります。そういう方もいる中で、一方、日本が正しい戦争をしたと主張する人々が発行する中学校歴史教科書もあるようであります。

将来を担ってもらう子供たちに国際的に通用しない内容の教科書を認めてはいけないと思いますが、どのように考えますか。

●議長（菊地衛君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、2の(3)歴史歪曲の社会科教科書は認めてはいけないと思いますが、いかがでしょうかについてお答えいたします。

一般的に歴史観と申しましても、人類の発展の後を因果関係や相互関係を多面的にたどりながら考察されているものであり、個々の心情、その時の時代背景に影響を受けるものだと思います。よって、その評価について一元的な意見を述べることは大変難しいことだと思います。

ただ、私たちの教育現場では、授業内容を工夫して、子供たちの興味関心を引き出すように関連づけをしながら授業を進めています。これが日本の先生方の特徴です。したがって、教科書だけでなく、新聞やテレビはもちろん、ほかの図書からの情報も教材として取り上げ、より深い理解を促し、多様な見方や世の中を見る目を養っていきたいというふうに思っております。だから教科書だけというふうな捉え方でなくて、いろんな目を養っていくことが私たちの教育現場としては必要なことだと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） ただいまのような考え方は、やはり歴史を歪曲化するような教科書を認めることにはつながらないというふうに私は感じました。ぜひそういうことをこれからも捨てずに継続していただきたいというふうに思います。

次に、3番の就学援助制度の充実についてお伺いいたします。

経済的に苦しい家庭に自治体が学用品などを支給する就学援助を利用している小中学生は、2012年の文科省の調査では15.64%、6人に1人とされておるようです。利用者の中からは、3人の子供たちが就学援助を活用しました。特に中学生は修学旅行や部活動費にお金がかかって、本当に助かったなどと、大変喜ばれている制度であります。しかし、小泉内閣の三位一体改革の強行で補助金が大幅に削減され、各地で就学援助の縮小が進められているとされております。かつては、現物や現金を、学校を通して直接子供に手渡す自治体が多かったようですが、教育上よくないという理由から直接保護者に支給されるようになってきておるようです。

それでは、支給方法と支給時期についてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 3番目の就学援助制度の充実をという私に対する質問でございますけれども、このことについても各項目にわたって、教育長または教育次長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木議員の3の(1)支給方法と支給時期についてお答えいたします。

まず支給方法は、保護者口座への振り込みです。先ほど佐々木議員が言ったように、前みたいに学校に直接もらいにいくというふうなことはやっておりません。

それから支給時期ですが、支給項目は大体9項目ありますが、その項目によって支給される時期が異なります。例えば学用品は、5月、11月、2月の3回支給しております。それから通学用品、新入学児童生徒学用品は、5月です。それから校外活動費とか修学旅行費は、これはその実施した後に支給しております。体育実技用具、つまり中学校の体育の柔道着ですが、それは購入後に支給しております。生徒会費は、昨年度、生徒会費を中に入れましたので、学校の集金のときにそれは支給しております。給食費は4月から2月まで毎月支給しております。それから医療費ですが、特に歯の治療費ですが、これはいろんな検診を受けたときに治療を必要な場合は、医療券を配付して治療に当たっています。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） この就学援助に、例えば中学校入学準備資金が小学校6年生のときに支給されるというふうな自治体もあるようですし、また、小学校入学準備資金が入学前の3月に支給されるというふうな、支給しているというふうな自治体もあるようです。そういう配慮もあってもいいのかなというふうに思いますが、要望いたします。

次に、(2)の準要保護世帯について伺いますが、昨年の準要保護世帯数の認定数は何世帯ですか。そのうち、年度途中からの世帯数はどれくらいでしょうか。支給項目、支給金額、支給方法は、要保護世帯と同じですか。途中認定世帯も同じですか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、3の(2)の①昨年度の準要保護世帯の認定数並びに年度途中の世帯数についてお答えします。

昨年度の準要保護世帯数は80世帯です。人数として131人。途中の認定数は9世帯19人であります。

この昨年度の80世帯も、補助金が削減されてもほとんど変わらない状態で80前後にこうなっております。

それから、支給項目、支給金額、支給方法は、要保護と同じですかと。それから、途中認定世帯も同じですかというふうなことに答えいたします。

まず支給方法は、保護者口座で振り込みは同じです。

それから支給金額ですが、これは要保護世帯は毎月基本的に毎月支給されますが、先ほど準要保護については、その都度項目が違いますから比べることはできませんが、平均化しますと、比べてみますと、児童の場合、要保護の場合は1万500円、そして準要保護の場合は月額に換算すると6,000円、生徒の場合、要保護の場合は1万5,000円、それから準要保護の場合は、生徒の場合は8,200円というふうにちょっと違いがありますが、準要保護世帯に対しては全市負担ですから、こういうふうなところであります。

それから支給項目は、先ほど言った準要保護は9項目と言いました。要保護とほぼ同じ項目であります。

それから途中認定に対しても、必要最低限と思われる給食費と、それから修学旅行費、それから医療費のみは途中であっても支給している状態です。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 年度途中の申請でも、年度当初まで遡って支給している自治体もあるようです。先ほど申し上げましたように、例えば中学の入学準備資金が小学校6年生から支給されるとか、あるいは小学校の準備金が入学前の3月に支給されるような、また、眼鏡の購入費なども補助の対象になっている自治体もあるようであります。ぜひこういう方々への手立てをやさしく厚く配慮していただければというふうに思いまして、お願い申し上げまして質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで4番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は18人です。11番佐々木平嗣議員から早退の届が出ておりますので、これを許可しております。

一般質問を続行します。5番奥山収三議員の一般質問を許します。5番奥山収三議員。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） この6月議会一般質問で最後の質問になりました5番奥山です。だいぶ疲れも見えてるかもしれませんが、最後の質問ですのでよろしく答弁の方お願いいたします。

事前通告しておきましたように、私は今回、大きく二つの項目に質問書を出しております。

まず一つ目の九十九島の景観整備について質問いたします。

私は、ちょうど2年前の6月議会での一般質問で、同じように九十九島の一面を利用して幾つかの島々を取り囲み、水を張り、かつての景観を再現したらどうかという質問をしましたが、その当時、水を張ることにより島の植物に対しての影響も考える必要もあるので、ANA総合研究所に調査等もお願いしたいと思っているとの答弁でした。その後の九十九島周辺は、至るところ芦原と化しており、非常に見苦しく、どこが島か田んぼなのかわからない状況であります。それゆえ、景観阻害の大きな要因となっております。

私の知るところによりますと、ある数人のグループから、蚶満寺から駒留島にかけての休耕田にハス等を植えてはどうかと意見が市の方に寄せられているとのこと。また、他の組織からは、景観維持として芦原になっている田んぼに水を張って、景観を再現する施策の要望が出されることも聞こえます。それらのことを踏まえて、下記につき質問いたします。

(1)2年前の6月議会で答弁されましたように、ANA総合研究所へ調査等依頼されましたのでしょうか。されたとしましたら、その結果はどうだったのかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、ANA総研への調査依頼をされたかという御質問でございますが、当時お答えしたときは、水田に通年を通して水を張った場合という御質問の内容だったと記憶しておりますけれども、その際私が申し上げたのは、当然通年を通して田んぼに水を張るということは、周りの地下水が高くなるということでありまして。したがって、私もそういう知識はないわけですが、ANA総研の方でもなかなかそういうあれはないということで、別発注という、別の方に発注しなければならぬということで、しておりませんが、当然地下水が高くなれば特に蚶満寺の旧山道のあたりは、やはりあの古木については地下水が上がることによってどういう影響を与えるのかは、奥山議員も樹木医ですから当然そのあたりはわかるのではないかなというふうにして思います。したがって、調査は依頼していません。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今答弁されたように樹木医だからということですが、私は確かにあの山道あたりは地下水が多少高くなるかもしれませんが、いずれにせよ、あのかいわいは地下水は現在でも高いわけですし、それと同時に、その水位に関しては多少どのようにでもなるのではないかと思います。それと同時に、ANA総研に頼む、この影響というのはですね、僕はもしかして海水を取り込んだ場合にはこれは当然影響が考えられます。ところがあのかいわいは、従来水田でしたので春の田植えシーズンになると当然これは水張ります。ということは、おのずから地下水位も

それなりに上がってくるわけですので、そんな大きな影響はないと私は思っていました。先ほどお話したように海水を入れるのであれば、これは論外です。ところが淡水、要するに川の水を引き込むのであれば、そんなに大きな支障はないのではないかと僕自身はそう感じておりましたけども、今ここでANA総研には調査は依頼してないということですので、ちょっと私は前回の質問したことがちょっと期待外れに終わったということになってしまいました。

それでは、二つ目に移ります。この二つ目に関しては、昨日の市川議員の質問に対して事細かに市長は答弁されてましたので、私は細かなことは聞くつもりはございません。ただ端的に。

この基盤整備、これがこの二、三年の間に行われる可能性があるのかないのか。それをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 1番目の質問にちょっとつけ加えますけれども、今現状は8月取水時期なればもう水は落とすのです。ですから通年とは違いますから、それで長年の中で松は育ってきたということですので、通年やった場合においては私は影響があると思っております。

基盤整備の質問でございますが、二、三年で整備をできるということは、当然できないわけです。仮に・・・

●5番（奥山収三君） 可能性を問うてるんです。

●市長（横山忠長君） 可能性はないです。二、三年でいける可能性はありません。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今の答弁では可能性は、この二、三年の間では可能性はないということですけども、ちなみに着工そのものも、この二、三年の中に着工するしないは考えられないということなのかどうか伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 仮に象潟地区の基盤整備、受益者の皆さんがよしとなってやった場合においても、おおよそ私の考え方では180ヘクタールぐらいあると思います、象潟地区。これを計画からやっていく段階において地形測量から何からというと、あれですよ、畑地区の場合でもまだ着工もできてない、それでも3年ぐらいかかっているんです。ですから、事業実施までは相当の調査期間ありますので、「はい、なりました」、「はい、次は着工です」というわけにはいかないと思います。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 昨日の話では、後継者はどうですか、大竹または、田んぼのですね耕作のその後継者は、大竹や前川地区にはいるんだというような話もされてましたけども、ちなみに、この農業以外または農地以外には転用するのは、昨日の話では非常に難しいというようなお話もされてましたけども、仮に、仮にですよ、仮に水を張るといった場合に、こういうような非常に転用するのは難しいという中で、市の方でいろんな、行政の方でいろんな問題点をクリアしていくのが行政の仕事だとは思いますが、基盤整備、これに対して市の方ではどのような、前向きに今進めてい

るのかどうか、もう一度確認させてください。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） いろいろこういうことしたい、ああいうことしたいということは、それはそれとしていいことだと私は思いますけれども、例えば食料自給率を考えたときに、象潟地区のやつはもう田んぼはいらないんだと、それでいいのかどうか。それから、地方創生の中で当然これからは農業後継者も育てていかなければならないと私は思います。ですから、これは認定農家であれ集落営農であれ農業法人であれ、やはりそういう農業者を、若い方々を育てていくのも我々行政の務めだと思っております。ですから、昨日の市川議員にもお答えしておりますが、今の現状を解決していくためには、少し時間はかかりますけれども圃助整備を実施して、そして農地を担い手に集積してやる以外に、今の状況を変えていくことは私はできないのではないかなと、そのように思っておりますし、これから、昨日もお話しましたが、例えば今の環境の中で、まあ理解得れるかどうか別にしても、受益者の負担分を行政がカバーすると。そういう形の中で受益者がどう判断するのか。このあたりからまず入っていかなければならないところだと私は思っております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今話されたことは昨日も聞いてるわけですけども、(3)に移りますけども、前にもお話ししましたように芦原になっている田んぼが随所に見られるわけですけども、この芦原に対して市の方では景観上の行政指導、そのようなことは行っているのかどうかお尋ねします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 芦原について行政指導しているかということではありますが、農地法の関係からすると、農業者は農地を適切に管理しなければならない義務があります。したがって、市直接ではありませんけれども、農業委員会の方で転作確認などの現場調査の際にそういう芦原を確認して、通知などで指導をしているところではありますが、残念ながら改善の方向性はありません。私もこの状況に大変苦慮しまして、担当の方にどの場所にどのくらいの面積があって、誰がこれ所有者で耕作者が誰なのか、今調査をさせています。これは大体まとまりましたけれども、これに従って今後どう行動していくかということになります。あとは次の質問にも入りますからこのことは申し上げませんが、今やってるのは農業委員会を通してやってるのみであります。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今は農業委員会を通してやってるのみというような話されてましたけども、これは僕がちょっと個人的に調べたことなんですけども、なかなか芦原になってるところ所有してる方は、もう高齢化で、もう刈ることすらできないというようなお話も聞こえてきてますし、それと同時に、別の団体が芦原を刈るというような話も聞こえてまいります。そういう中で、もう少し市の方では踏み込んで、その農業委員会と同時にですね、もしくはJA、そういう方たちともう少し手を携えて行政指導というんでしょうか、景観上の行政指導等を行ってあげた方が受益者たちもありがたいのじゃないかなと思いますけども、その点もう一度お答えください。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 現状は田んぼを所有している方も、あるいは耕作している方も、特に耕作している方は区画が小さい、あるいは導水路、道路も狭いし、水路も悪い。そういう中では引き受け手がいないということが一番大きな原因で、芦原になってるわけでありまして。昨日の、さきに質問された議員にもお答えしておりますけれども、やはりこの状況を改善するためには基盤整備は基盤整備として取り組んでまいります、その基盤整備が実現するまでは今の状況を改善していく必要があると。そのためには、例えば九十九島を守る景観条例をつくって、所有者の役割、市の役割、あるいはそういうことを明確にしながら、行政でもある程度お金を出しながら、市民あるいはボランティア活動の皆さんと力を合わせながら改善していく方法も一つではないかという答弁をさせてもらいました。それからもう一つは、例えば農業公社、これは農業公社というのは広くこう活動できますが、例えば今奥山議員がお話のように、もう管理するのもできないと、高齢化なって。そういう方々は場合によっては農業公社に任せると、ケアをするという場合も出てくるかもしれません。そういうものは農業公社で集めて管理をしながら、将来的な基盤整備を行ったときに担い手に集積してやるということも一つの方法ではないかなということで、これから具体的に取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 方法はいろいろあるかと思いますが、これから具体的に取り組んでいきたいというような答弁ですので、それを期待したいと思います。

それで最後に、この項の最後になりますけれども、以前もこれは質問したわけですが、(4)の、芦原と化している田んぼに水を張り、景観の再現を図るべきと思いますが、市の考えをもう一度伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 芦原に水を張るという御質問でございますが、はっきり言って、点在するその芦原なってる田んぼに水を張るとするのは、大変難しい。というのは、それに引いていく水路を誰が管理するのか。あるいは水を通年引っ張ることによって、当然水路も畦畔も傷むわけです。そして耕作している、芦原になってない耕作している田んぼには、春先、田植えするときに大変迷惑をかけることになります。ですから私は、この点在する芦原の田んぼにそれぞれ水を引いてやるということは、まず私は無理だと考えております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今最後には、もうこの田んぼに水を張ることは無理だというような答弁もらったわけですが、そこまで言い切られればこれは前には全然進まないわけですので、ただ、これは前も言ってるんですが、当市の観光を考えた場合に一番有効なものは何なのかと、有効な手段とか。それはやはり芭蕉が訪れた九十九島を利用する、利活用する。例えば、もし水が張れなかったのであれば、前もちょっと僕は言いましたけども、あの当時は三十三番札所という言葉使ったが

ゆえに宗教的なものはだめだという、まあ一蹴されたわけですけども、そのような、決して宗教的なという意味じゃなくして、そのようなコース、または健常者には八十八カ所めぐりのようなそういうコースをつくって見たらどうだということも僕は言ったわけですけども、それはくしくも昨日、ある同じように議員から少しトレッキングとか散策コースみたいなものを設けたらどうかというものも話も出てきたわけですけども、たとえ水を張ることが無理だと、どだい基本的に無理だといふのであれば、そういう方法も私は講じていいのではないかなと。それが当市における観光産業といふかそういうものにつながっていくように、僕はすごく有効的な手段ではないかと思っておりますけども、その点につき、もう一度市長の考え方を伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 水を張るといふことになれば、ここの議員の皆さんの中には農業をやっている方もおりますので理解していただけたと思いますが、通常耕作しているところの水路、これちゃんと立派な基盤整備になって立派な水路であれば、用水路であればいいんですけども、畦畔からむるような今の状況にあつて水を流せば、春先田打ちできません。今つくってる人方が。そうすると水を仮に流したとすると、田んぼをつくってる人には本当に迷惑なわけです。それが行政が指導してやったといふことは今の段階でできないので、私は基盤整備をやはり最終的な手段として実施して、今、奥山議員がお話のような島めぐりの道路も当然基盤整備すればできてくるわけでありますから、少し時間がかかりますけれども基盤整備は私は最大の解決策ではないかなと思います。

ついでですから申し上げますけども、芭蕉が来たときのような景観になれば一番いいことは一番いいかもしれません。ですけども、今のいろいろな規制の中で、例えば農業振興に関する法律に基づいた農用地になつてるわけです。そうすれば水を通年ためておけば、農地ではなくなります。農地では、じゃあ、それが農地法に基づいてそれを転用できるかということになりますと、転用はまずほとんど今の状況からすると無理だと私は思います。それから昨日も話しましたが、国定公園の第2種地域に指定されておりますけれども、これは現状のような田んぼの中の水が張つてる中に島々が点在してる、こういうものもあつて第2種地域に指定されておりますが、水を張った形での国定公園第2種地域ではなかったんです。

それから、例えば、これはいいんですが、例えば水をためたことによつて、先ほど申し上げましたように私は低地にあるクロマツには相当影響ありますので、それなりの手当てをしていかなければ、あの松は死ぬと思います。水をずっとためておけば。ですから、それなりの手当てはできるんじゃないかなと思います。

それから、今は昔と違って化学肥料を使って農薬を使った水が上から流れてくるんです。昔とは違うんです。ですから水をためれば、大規模にためれば、結局はアオコとかそういうものが出てきて悪臭なるわけです。それをじゃあ、にかほ市のような小さい市でその設備までやってやれるかどうかといふことは、私は本当に疑問だと思つてます。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今市長が答弁されたことは、私はですね、こう思うんですよ。いろんな方法

があると思うんです。例えば通年水を張ると。年間通年、張りっぱなし、入れっぱなしなんだと。もしそれがぐあい悪いのであれば、例えばシーズン中だけ張るとかそういう方法も幾らでもあると思うんです。ですから、例えば今市長がおっしゃったように松の木に関してもそうなんですけども、これはやろうと思えば幾らでもその方法論があるわけですので、ただ、これ以上話してもどうも堂々巡りになってしまいかねませんので、私は次の2番目の項目に移りたいと思います。

この二つ目の、にかほ市特別職報酬等審議会について質問いたします。

この5月18日を初日として、議会報告会を私たち議員は随所で行いました。議員全員が3班に分かれ、各班が4カ所ずつ、計12カ所での報告会でしたが、私どもの班ではどの会場でも必ず特別職報酬等審議会の質問が出ました。これは、どの班でも同じではなかったかと思えますし、それほど市民にとっては関心が高いことであると思われます。ある会場では、この景気が不安定な時期なのになぜ今なのかと、強い不満を訴える方もおり、市民からのほんの一部の審議員による答申であり、民意が反映されていない等の意見もありました。

これらのことを踏まえ、以下につき質問いたします。

(1)、この(1)番については、私が議員になった当初、総務委員会に所属してまして、その総務委員会の委員長報告の席で、報酬等審議会を開いたらどうかというようなことも言われたことを鮮明に覚えております。その上で私は質問するわけですけども、ここ数年は毎年開催されておりますが、この理由と市長の考え方を伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 特別職報酬等審議会委員のこの質問については、市長のということですが担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） それでは、(1)の質問でございます。特別職報酬等審議会、これが毎年開催されている理由についてということでございますので、経緯も含めてお話をさせていただきます。

まず当市の審議会条例、これにつきましては、奥山議員がおっしゃるとおり毎年開催するという規定はございません。参考に、県内の市で条例で審議会を毎年開催すると定めているところもございます。これにつきましては、大館市、能代市、この2市についてはそのような取り決めがございます。

そこで、ここ数年毎年開催している理由でございますけれども、これまでも申し上げてまいりましたが、その経緯としては、平成20年、リーマンショックを契機とした世界的な金融危機がございました。当時、地域経済が非常に厳しいということで、市長等の給料は独自に10%減額をした時期がございました。減額するに当たっては1年間という期間を定めた独自の減額措置条例、にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例、これを議会に提案をして可決をしていただいて実施してきたものでございます。この減額措置条例でありますけれども、市長が地域経済状況を鑑みて、みずから期間を定めて減額をするということで、本則の額を変えるというものではございません。したが

いまして、こういった取り組みにつきましては報酬等審議会へ諮ることなく実施をしてきたところでございます。こういった取り組み手法につきましては、本市だけではなくて、県内、全国の自治体で同様な取り組みがされております。

当初は平成21年度の――20年度のリーマンショック、これを受けたものでございますが、1年間だけということで実施をしたわけでございますが、その後、地域経済がなかなか回復しないということで、実際には御承知のとおり平成24年度までの4年間、毎年都度、議会へ提案をし可決をいただいて実施をしてきたというところでございます。

そうした中で4年目を迎えた平成24年3月議会のときに、議案の付託を受けた総務委員会、先ほど奥山議員からもお話がありましたけれども、その折に市長等の給料だけではなく議員報酬も含めて、報酬を上げるとき、または下げるときだけでなく、その年その年の情勢を見て、報酬が妥当か妥当でないかを判断するために特別職報酬等審議会を定期的に開催することを要望するとの意見がございました。その意見につきましては、本会議において当時の総務委員長から報告されております。このことを奥山議員が申し上げているんだと思いますけれども、そういったことでございました。

こうしたことで、その年、平成24年の12月には約5年ぶりとなる特別職報酬等審議会を開催いたしました。このときの会議の中でも同様に、報酬額を検証するため毎年定期的に審議会を開催してほしいと、当時の審議会の委員の意見として答申された答申書にその旨記載されたところでございます。

このように議会からの要望、報酬等審議会からの要望を受けまして、市としてはその時その時の報酬額が妥当かどうかを市民目線で判断するために、報酬等審議会を定期的に開催することは適切であると考えまして、ここ数年は毎年開催をしてきたというところでございます。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今の答弁でおおよそ大体把握できたわけですけども、毎年行われるようにというのは、これは報酬等審議会からの答申と先ほどおっしゃってました。となるとですね、この2番目に今度は引っかかってくるんですが、昨年の審議会の答申では市議会議員は1万円の値上げが妥当と答申されたと聞いていますが、その答申を受けながら、なぜ昨年は議案化されず、今回の市議会議員は3万円上げることが妥当、さらに市長等の給料も上げると答申されたこの年に議案化されたのか、その件につき質問いたします。

今、2番って言いましたよ。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） それでは、(2)の質問についてお答えをいたします。

昨年であります。ですので平成26年の1月ということになりますが、確かに審議会の答申では、市長等の給料については平均2.5%、額にしますと2万円の引き上げ、議員報酬については平均で4.5%、額にして1万円と、この引き上げというような答申となっております。こうした審議会の答申を受けまして、平成26年の3月、1年前の3月の市の定例市議会へ、その答申に沿った条例改正案を上程すべきところでございますが、市長等の特別職の給料につきましては、市内主要企業の再編で地域の状況が大変厳しいと、こういった時期でしたので、みずから引き上げは辞退すると。議案上程はしな

いということにしたところでございます。審議会委員の皆様が一生懸命議論をして答申してくださったのですけれども、そのように判断をしたところです。

そのようなことから議員報酬、こちらにつきましても議会側へ審議会の答申結果を伝えまして、議員報酬の改正議案を上程するのかどうか、あらかじめ議会側の意向を確認すると、そういうことになったところです。議会側の意向としては、議長を通じて各会派の意向を集約していただきましたけれども、結果としては現下の厳しい社会経済状況や雇用環境、こういったものが改善されない中で、報酬の引き上げ時期、この時期としては妥当ではないとして上程は見送るということで、上程には至りませんでした。会派への相談をしたということで、そちらについては奥山議員も承知のこととは思いますが、そのような中でそういった取り組みをしたところです。

そこで1年後の今回でありますけれども、市長等の給料、これにつきましては1年前と同様でございます。平均2.5%、先ほども申し上げましたけれども給料額として2万円、この引き上げ。1年前と全く同でございます。ただ、議員報酬につきましては平均で12.4%、額にすると3万円の引き上げということで答申されたところでございます。

委員の皆様からは毎回真摯に議論をしていただいたと思っておりますし、その件につきましてははるる、さきの3月議会で報告をさせてもらったところでございます。

先ほどから申し上げておりますけれども、答申結果につきましては基本的には尊重をして、改正が必要な場合には議会へ上程をして改正すべきというふうに考えております。また、地域経済、雇用状況、こういったところも今年に入りまして回復傾向にあると、このように判断をいたしました。こうしたことから今回は報酬等審議会の答申結果に沿った内容で、条例改正議案を上程することにしたところでございます。

また、上程するに当たっては、1年前と同様に事前に答申結果と市側の意向を議長へ伝えまして、改正議案を上程するかどうか議会側の意向も確認し、了解をいただいたところで上程をしたというところでございます。

議案の上程に当たっては、市町村給料及び議員報酬の改正はお互いに身に降りかかる案件でございますので、同じような手順を踏んで議会側に対してもある程度の配慮が必要であるというふうに考え、そのように進めたところでございます。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 私は別に、その審議された内容のことを今問うているわけではございません。内容はともかくとして、答申により毎年行われているというような中で、去年はなぜ、今説明を受けましたけれども、なぜ議案化されなかったのかということは非常にこれは、一般的に、一般市民がこれを知った場合にはどうなのかなど。1万円の段階では議案化されずに3万円の段階で議案化されたというような、単純にこれは考えれば、どう見てもおかしいなというのがこれ一般市民の考え方じゃないかと思うんですね。今細かく説明されましたからそれはそれでわかったわけですが、毎年開くべきだというような答申を受けたと。それで、先ほど言ったように去年は答申を受けたんだけど議案化されなかったと。ということになりますと、僕の感覚からしますとね、毎年開く必要性がないのではないかと。極端なことを言えば最低2年に一度、もしくは僕に思うのは4年に一度、

議員の任期中に一度開けばいいのではないかと、そういうような感覚になってしまうわけですね。それについてどのようにお考えか聞かせてください。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） 毎年やる必要がないのではないかという御意見でございますが、先ほど申しあげましたように議会からの要望、それから審議会からの要望、こういったことを踏まえましてやってきたところです。確かに、確かにといたしますか、その議会からの要望の中には、上げるときだけ、あるいはそのときだけということではなくて、上げるとき、あるいは下げるとき、現状を見て判断すべきという意見でありますので、その他審議会のあり方としては、毎年開いて何がメリットかといいますと、他自治体の報酬等の状況、あるいは全国の状況、こういったものがございます。こういったものの情報の共有といいますか、こういったことも提示できますので、そういった意味では非常に意味のある審議会になっているというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 毎年開くことによっていろんな情報の提供、もしくは今お話されたようなことも確かにあるかもしれませんが。しかしながら、このにかほ市の議員報酬というのは、にかほ市独自で考えるべきであって、何もほかの市町村を右ならえする必要性はもちろんこれはないわけですので、ですからそういうことを思えば、もう少し、にかほの独自性を出すべきじゃないかと私は思うんですね。ですから、今後同じように毎年この審議会というのを開くのかどうか、開く予定なのかどうか、それちょっとお聞きします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 奥山議員の考え方は考え方として受けとめておきますけれども、必ずしも審議会開いたから報酬を上げるとか下げるとかという問題ではないんです。やはりいろいろ社会情勢、あるいは経済情勢が変わっていく中で、報酬等審議会のメンバーはすべて変えるということは今のところ考えておりません。何人かは残して、前の形の審議内容を継続させてつなげていくという形からすると、ほかの市町村のやつは見る必要ないと言ってましたけれども、あれは私はやはりほかの市町村の動向も当然勘案しながら、本当にこのにかほ市の報酬がこれでよいのか、高いのか低いのか、これは当然議論すべきことだろうと私は思っております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 確かに今市長がおっしゃったように、報酬等審議会が開かれたからといって必ずしも引き上げられるわけじゃないんだと、言ってみれば去年みたいな事例があるということになるんだろうと思いますけども、いずれにしても、先ほど僕が言ったようにほかのあれをならうべきじゃないと言ったのは、ただ単に、ほかの方を見るなという意味ではないんですよ。確かに参考にする必要はあるかもしれませんが、だからといってそれを重視する必要性もないのではないかと。僕はそれを言いたかっただけですので、その点ちょっと曲げてとらないようにしていただきたいと思います。

終わりに、じゃあ三つ目、(3)に移ります。この3月議会の総務常任委員会で、人選について、各

団体からの意見ではなく代表者個人として意見を述べてもらっているという市側の説明であったようですが、団体の代表でありながらなぜ個人としての意見を述べてもらうのか、お伺いいたします。

これはですね、確かに何も団体だからといって団体の偏ったあれという、意見というものも聞くわけにいかないんだということもわかります。とはいえ、一応その代表というような名前で参加してるのであれば、例えば三役ぐらいの意見を集約して審議会に臨んでいるのかなと一般の人は思うのではないかなと思うので、それについて質問いたします。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

このことに関しても3月議会でも質問されましてお答えしているわけでございますけれども、まずは委員の選定に当たっては、条例の定めるところにより市長任命で10人以内ということで選出をさせてもらっております。

そこで、その団体の代表でありながらなぜ個人としての意見ということのようでございますけれども、委員は必ずしも組織の長、例えば会の会長職でなければならないということではなく、団体の代表として団体の立場から見た考えを、また、住民の代表の場合は住民の立場から見た考えを、それぞれの立場で審議していただくものであり、団体の代表であってもその団体としての総意であるかどうか、つまりは三役の総意とかそういう総意であるかどうかを求めているものではなくて、あくまでもそれぞれの立場における経験上からのそれぞれ個人の考えを忌憚なく述べてほしいと、そのように審議をしていただければいいというふうに私どもは考えております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今の説明で大體おおよそあれはわかりましたけども、ただ代表者ということになると、やはりどうしても一般的に考えれば、先ほどの私が言ったようにその団体の三役か、それ相当の人たちの意見を集約して臨むのかなというような考え方についてしまうわけですけども、これはいい悪いは別として、例えば、この今条例化されてるんで条例を変えなければいけないわけですけども、一つの参考的な意見として申し上げたいのは、これはいい悪いは別として裁判員制度が今ございます。その中で無作為にピックアップしてその審議会に参加してもらおうと。そういうようなやり方も私はある面においては可能なのではないのかなというような気がしますし、今後これが、この審議会が開かれることになった場合には、ぜひそういうことも含めて検討していただきたいと強くお願いして、私の一般質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで5番奥山収三議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時48分 散 会